

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示 教育職員免許状の授与  
 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良事業の認可  
 " 境港管理組合規約  
 境港の港灣区域

免許状の種類 番号 氏名 本籍地 授与年月日

高等学校教諭二級普通免許状 (家庭実習) 昭三二 吉村和起子 鳥取県八頭郡家町下門尾 昭和三十三年三月二十日  
 高二普第二号  
 昭三二 藤尾節子 鳥取県鳥取市瓦町二五五番地  
 高二普第三号

## 告示

鳥取県告示第九十八号  
 次の者に対し教育職員免許状を授与した。  
 昭和三十三年三月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

## 公安告示

境港管理組合規約の施行日  
 計量器定期検査の実施  
 原動機付自転車運転許可証臨時検査の実施

## 鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条

第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年三月二十五日  
鳥取県知事 遠藤 茂

赤松土地改良区

理事	地頭	喜好	西伯郡大山町大字赤松
"	本伊	清	"
監事	地頭	義正	"

尾高井手土地改良区

理事	畑田	重利	西伯郡岸本町大字上細見
"	石本	雅義	立岩
"	室	昌一	吉定
"	小沢	保太郎	"
"	藍田	知重	岸本
"	井本	美重	押口
"	高橋	勇	伯仙町大字石州府
"	細田	亮福	岸本町大字遠藤
"	加川	幸雄	伯仙町大字福万
"	田守	増藏	"

松尾溜池土地改良区

理事	深田	茂一	西伯郡大山町大字妻木
"	富田	真喜太	"
"	谷野	高德	平出
"	長谷川	虎三	保田
"	齊木	哲	今津
"	松田	竹一	"
"	北野	清吉	"
"	種田	雅藏	安原
"	田中	悦巖	"
"	谷上	友悦	"
"	谷野	宗一	富岡
"	龜山	運一	淀江町大字淀江
"	梶	市良	"
"	松井	彦一	"

就任した役員の名及び住所

赤松土地改良区

監事	山根	恭一	大山町平田
"	汐田	長好	妻木
理事	伊沢	数市	西伯郡大山町大字赤松
"	安達	衛	"
"	地頭	岩吉	"
"	伊沢	百伸	"
監事	本伊	清	"

尾高井手土地改良区

理事	井原	金好	西伯郡岸本町大字上細見
"	石本	雅義	立岩
"	室	昌一	吉定
"	田中	信市	"
"	野坂	恭平	岸本
"	山下	林太郎	押口
"	細田	亮福	遠藤
"	坂根	一治	伯仙町大字石州府

北条砂丘土地改良区

監事	中村	実雄	岸本町大字吉定
理事	永田	市松	東伯郡大栄町大字東園
"	小沢	義勝	由良町大字由良宿

松尾溜池土地改良区

加川	幸雄	福方
福永	健雄	"
青木	恒	尾高
伊達	重政	"
中村	実雄	岸本町大字吉定
深田	貞芳	西伯郡大山町大字妻木
深田	浅一	"
谷野	義信	平田
田中	巖	安原
谷上	友悦	"
種田	紀秋	富岡
人江	治一	保田
齊木	哲	"
齊木	友一	"

松井彦一	淀江町大字淀江
森田吉重	"
湯浅直之	"
古川正助	"
田中礼二	"
監事 山根恭一	大山町大字平田
汐田長好	妻木

鳥取県告示第百号

栄第一土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十三年三月十七日認可した。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百一号

東伯郡東郷町大字門田岡本律藏ほか八十八人から申請のあつた共同で施行しようとする土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十三年三月十七日認可した。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百二号

昭和三十三年一月二十二日内閣総理大臣の許可のあつた境港管理組合規約は、次のとおりである。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

境港管理組合規約

第一章 総 則

(目的)

第一条 この組合は、境港の開発発展、利用の促進及び

理運営の一元化を図ることを目的とする。

(組合の名称)

第二条 この組合は、境港管理組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第三条 組合は、鳥取県及び島根県で組織する。

(共同処理する事務)

第四条 組合は、境港に関し、次の事務を行う。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港湾管理者の業務

二 前号のほか、第一条の目的を達成するため必要な事務

(事務所の位置)

第五条 組合の事務所は、鳥取県境港市に置く。

第二章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第六条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は七人とし、そのうち四人は鳥取県から、

三人は島根県から選出する。

2 組合の議員は、鳥取県及び島根県の議会において、

当該議会の議員のうちからそれぞれ選挙する。ただし、鳥取県においては、一人に限り、当該議会の議員以外の者で、当該議会の議員の被選挙権を有する者のうちから選挙することができる。

(議員の任期等)

第七条 組合の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合の議員が、鳥取県又は島根県の議会の議員の職を失つたときは、組合の議員の職を失う。ただし、前条第二項ただし書の規定により選挙された組合の議員については、当該議員が鳥取県議会の議員の被選挙権を失つたときは、組合の議員の職を失う。

(議員の任期が満了した場合の措置等)

第八条 組合の議員の任期が満了したとき又は組合の議員の欠員が生じたときは、管理者は、鳥取県知事又は島根県知事を経てそれぞれ鳥取県又は島根県の議会の

議長に対しその旨を通知する。  
2 鳥取県又は島根県の議会において組合の議員を選挙したときは、当該議会の議長は、それぞれ鳥取県知事又は島根県知事を経て管理者にその結果を通知する。

第三章 組合の執行機関

(管理者、副管理者及び出納長)

第九条 組合に管理者、副管理者一人及び出納長を置く。  
2 管理者は、第十三条第一項の管理委員会の委員長をもつてこれに充てる。

3 副管理者は、第十三条第一項の管理委員会の副委員長をもつてこれに充てる。

4 出納長は、第十五条第二項の管理委員会の事務局長をもつてこれに充てる。

5 第一項に定めるもののほか、組合に必要な吏員その他の職員を置く。

6 前項の職員は、第十五条第二項の管理委員会の事務局の職員をもつてこれに充てる。

(港湾管理委員会)

第十条 組合に、港湾法第三十五条第一項の規定により、港湾管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

(管理委員会の組織)

第十一条 管理委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもつてこれに充てる。

一 鳥取県知事

二 島根県知事又は島根県知事が指名する者

三 境港市長

四 美保町長

五 学識経験を有する者のうちから管理委員会が組合の議会の同意を得て選任する者

3 前項第五号の委員の任期は、四年とする。

(管理委員会の権限)

第十二条 管理委員会は、境港の管理に関する港湾法の規定に基く事務を管理し、及び執行する。

(委員長及び副委員長)

第十三条 管理委員会に委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長は、鳥取県知事をもつてこれに充てる。  
3 委員長は、管理委員会を統括し、これを代表する。  
4 副委員長は、島根県知事又は第十一条第二項第二号の島根県知事が指名する者をもつてこれに充てる。  
5 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときその職務を代理する。

(管理委員会の会議)

第十四条 管理委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員長は、管理委員会の会議を主宰する。

3 管理委員会の会議は、委員三人以上が出席しなければ開くことができなす。  
4 管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 この規約に定があるもののほか、管理委員会の会議に関し必要な事項は管理委員会が定める。

(事務局及び職員)

第十五条 管理委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長、吏員その他の職員を置く。  
3 事務局長、吏員その他の職員は、管理委員会が任免する。ただし、事務局長は、管理委員会の委員をもつてこれに充てることのできる。

4 吏員その他の職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第十六条 組合に監査委員二人を置く。

2 監査委員は、鳥取県及び島根県の監査委員のうちからそれぞれ一人ずつ鳥取県知事及び島根県知事が推薦した者をもつてこれに充てる。

3 監査委員の任期は、二年とする。ただし、鳥取県又は島根県の監査委員の職を失つたときは、その職を失う。

第四章 組合の経費

第十七条 組合の経費は、次の収入をもつて充てるものとする。

一 組合の財産より生ずる収入

二 国から貸付又は管理の委託を受けたものより生ずる。

る収入

- 三 国庫補助負担金、起債、委託金、寄附金等の収入
- 四 鳥取県及び島根県の分賦金
- 五 その他組合に属する収入

2 前項第四号の分賦金については、次の定めるところにより負担するものとする。

- 一 鳥取県及び島根県に共通する施設に関する工事に要する費用（国直轄事業分賦金を含む。）

鳥取県及び島根県がそれぞれ五割

- 二 前号の工事以外の工事に要する費用（国直轄事業分賦金を含む。）

その属する県が十割

- 三 その他組合の運営に要する費用

鳥取県及び島根県がそれぞれ五割

第五章 雑 則

(その他)

第十八条 組合は、前条第二項第二号の規定によりそれぞれの県が経費を負担した施設（国直轄事業による施設を除く。）より生ずる収入を、当該経費を負担した

県に還付するものとする。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による内閣総理大臣の許可及び港湾法第三十三条第二項の規定において準用する同法第四条第四項の規定による運輸大臣の認可があつた後において、鳥取県知事及び島根県知事が協議して定める日から施行する。
- 2 この組合の設立に伴う経過措置その他必要な事項は、鳥取県知事及び島根県知事が協議して定める。

鳥取県告示第三百号

昭和三十三年一月二十二日運輸大臣の許可を受けた境港の港湾区域は次のとおりである。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

外の江西端から金毘羅山山頂まで引いた線、同線に接続する同線以東の陸岸及び境港導灯の前灯（北緯三十五度

三十二分四十秒、東経百三十三度十四分三十秒）を中心として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた中江、瀬戸及び美保湾の海面。  
ただし漁港法により指定された境漁港の区域を除く。

鳥取県告示第四百号

境港管理組合規約は、昭和三十三年四月一日から施行する。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第四百五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、東伯郡及び西伯郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

検査日	時	検査区域	検査場所
四月 七日	午前九時三十分から 午後三時まで	西伯郡西伯町	西伯町役場
" 八日	"	"	阿賀公民館
" 九日	午前九時三十分から 正午まで	会見町	天方
"	午後一時から 午後三時まで	会見町	"
" 十日	午前九時三十分から 午後三時まで	岸本町	幡郷小学校

"	十一日	"	"	"	岸本町役場
"	十二日	"	"	"	岸本公民館八郷分館
"	十六日	"	"	東伯郡北条町	下北条小学校
"	十七日	"	"	"	中北条"
"	十八日	"	"	羽合町	長瀬"
"	二十一日	"	"	"	橋津"
"	二十二日	"	"	"	宇野"
"	二十三日	"	"	東郷町	旧東郷町役場花見支所
"	二十四日	"	"	"	旧松崎小学校
"	二十五日	"	"	東郷"	東郷"
"	二十八日	"	"	旧舍人"	"
"	三十日	"	泊村	旧第一劇場	"

備考 計量法第四百二十二条ただし書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十三年四月七日から五月六日までとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

道路交通取締法第九条第四項及び同条の二 令第五十八条の規定に基き左記によつて原動機付自転車運転許可証臨時検査を実施する。

昭和三十三年三月二十五日

鳥取県公安委員会

一 検査を実施する日時場所及び時間

許可証所持者所轄署名	検査場所	日	時
岩井警察署管内	岩井警察署	四月 十二日自九時～至十二時	
鳥取"	鳥取"	" " " 十五日自九時～至十五時	
郡家"	郡家" 河原町河原公民館	" " " 十六日" 十七日"	
智頭"	智頭警察署 用ヶ瀬町役場	" " " 十一日自九時～至十五時	
宝木"	智頭警察署 用ヶ瀬町役場	" " " 八日自九時～至十五時	
倉吉"	倉吉警察署	" " " 九日"	
八橋"	八橋"	" " " 七、八、九日自九時～至十五時	
八橋"	八橋"	" " " 二十一日自九時～至十五時	
八橋"	八橋"	" " " 二十二日" 二十三日"	
八橋"	八橋"	" " " 四日自九時～至十五時	

